

4古教文発第305号
令和4年8月18日

古賀市文化芸術審議会
会長 都甲 康至 様

古賀市長 田辺 一城



諮 問 書

古賀市文化芸術振興条例第8条第2項の規定に基づき、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問します。

(諮問事項)

第2期古賀市文化芸術振興計画案について

(諮問理由)

古賀市では平成26年度より古賀市文化芸術振興条例の理念に基づいた古賀市文化芸術振興計画を策定し、実施しているところです。当計画は平成26年度から令和5年度までの10年計画となっておりますが、文化芸術の振興を更に進めていくため、これまでの10年間の計画進捗及び社会情勢等を踏まえて、引き続き第2期古賀市文化芸術振興計画を策定することとしています。

つきましては第2期古賀市文化芸術振興計画の策定にあたり、貴審議会にご審議を賜り、ご答申をいただきますようお願いいたします。